

甲斐市立竜王小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年11月策定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、全ての竜王小学校児童が、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定した。

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに関する基本的認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

全ての教職員が「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という共通認識に立ち、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

いじめの基本的な認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体になって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

本校では、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

2 いじめ防止対策の組織

(1) いじめ防止対策のための組織「運営生指委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うために、次の機能を担う「運営生指委員会」を設置する。

【運営生指委員会】

〈構成員〉

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・必要に応じてSC及びSSW（学校配置・外部組織）

*協議や対応する内容に応じて、組織の構成員は柔軟に定める。

〈役割〉

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。

〈開催〉

定例会を学期3回開催する。いじめ事案発生時は緊急開催をする。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 学校教育目標の具現化に向けた教育活動の実施

○学校経営方針や年度の指導重点を学校運営や教育活動の柱とし、校長のリーダーシップの元学校教育目標の具現化を推進する。

竜王小学校 学校教育目標 平成26年2月策定

明るく元気な竜の子（たつのこ）

具体目標

た・助け合う子ども	(情)
つ・強い心を持った子ども	(意)
の・伸びゆく体の子ども	(体)
こ・根気強く学ぶ子ども	(知)

(2) 学級経営の充実

○基本的な生活習慣の確立を図るため、児童の実態に合わせた生活目標の設定や取り組みの評価をきめ細かく実施したり、「いじめアンケート」やQ U検査の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○「問題解決型の授業」「ほめことばのシャワー」等の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感、自己有用感のもてる授業の展開に努める。

(3) 道徳教育の充実

- 教育活動全体を通して行う道徳教育を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、道徳教育の要となる道徳の授業の中で未発達な考え方や道徳的判断力の低さからおこる「いじめ」を未然に防止する。
- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という強い心と助け合う豊かな心を育てる。
- 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育て、いじめを抑止する。

(4) 児童会活動・たてわり班活動の充実

- 学校行事への主体的な運営参加や委員会活動への自主的な取り組みを進めるなど、児童の自発的な活動を支援する。
- たてわり班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) 体験活動の充実

- 児童が、他者や社会・自然との直接的な関わりの中で生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を感じさせ、体得させるように体験活動を計画する。
- 環境体験や自然体験、福祉体験、勤労生産体験など発達段階に応じた体験活動を体系的に展開した教育活動に努める。

(6) 保護者や地域へのはたらきかけ

- 授業参観や懇談会の開催、学校・学年だより、HP等の広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- PTA活動や協力者会議において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。また、必要と認められる場合はその構成者の一部に対して協力依頼を行う。
- インターネット使用のルールやモラルについての啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

4 いじめの早期発見の取組

「いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る」その認識のもと、日頃から児童が発する危険信号を見逃さないよう適切な児童観察を行い、いじめの未然防止と早期発見に努める。

(1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

- 出席をとる時の児童の表情や声、健康観察、保健室等での様子など、日々の観察に留意する。
- 休み時間や昼休み、放課後の雑談などの機会に児童の様子に目を配り、「児童のいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

(2) アンケートなどの実施やノート・日記指導等の活用

- いじめアンケート調査を各学期1回実施（7月、12月、2月）し、早期発見に努める。
- Q U検査を実施し、児童のよりよい関係づくりに努める。
- 個人ノートや日記などから児童の交友関係や悩みを把握したり、連絡帳などの活用によって保護者との連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

(3) 教育相談の実施

- 教職員と児童の信頼関係を形成する。
- 日常生活の中での教職員の声かけ等，児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- スクールカウンセラーの活用し教育相談を実施する。

5 いじめへの対応

いじめと認められる事案やいじめに発展する可能性のある事案が把握された場合，校長のリーダーシップのもと，「緊急運営生指委員会」を招集し，事実関係の把握，被害児童のケア，加害児童の指導など，問題の解消を行う。なお，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には，甲斐市教育委員会と連携を図り，竜王交番・韮崎警察署と相談して対処する。また，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに警察署に通報し，適切に援助を求める。（【いじめ対応マニュアル】参照）

(1) いじめ問題の対処の流れ … 別紙【いじめ対応マニュアル】を参照

(2) いじめ対応の留意点

- ①いじめを発見した場合は，まず，被害児童の安全を確保するとともに，校長に報告する。
- ②校長は，いじめの報告を受けた場合は，適切な役割分担を行い，被害児童や保護者のケア，加害児童等関係者の聞き取りを行い，その後の対応方針を決定する。
- ③被害児童のケアは，養護教諭やスクールカウンセラー，その他専門機関などと連携した対応を図る。
- ④いじめが確認された場合は，被害・加害児童とも保護者に事実関係を伝え，保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り，問題解決にあたる。また，事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤校長は，必要があると認めるときは，加害児童について被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等，被害児童が安心して学習を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥校長は，児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは，学校教育法第十一条の規定に基づき，適切に，当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦いじめ問題への対応は，いじめを自分たちの問題として受け止め，主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

(3) ネットいじめへの対応

児童および保護者が，発信された情報の高度に流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるように，啓発活動や情報モラル研修会を行う。

○ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して，特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり，メールを送ったりする方法により，いじめをおこなうもの。

○未然防止のために

①児童のパソコンや携帯電話・スマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行わせること。特に携帯電話を持たせる際の必要な指導について検討すること。

②インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。

③「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。

○未然防止のために（情報モラルに関する指導の中で児童で伝えていくこと）

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
- ・匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定できること。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や別の犯罪につながる可能性があること。
- ・書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。
- ・チェーンメールは架空のものであり、転送しない。不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。また、転送することが、内容によっては「ネット上のいじめ」の加害者になること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

○早期発見・早期対応のために

・削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童・保護者に助言し、協力して取り組む。しかし、学校・保護者だけでは解決が困難な事案が多いので、警察等の専門機関との連携を図る。

6 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

(2) 学校評価の活用

いじめ問題への取り組みは、児童と教師の信頼関係の上に成り立つ。そのため、学校評価活動において児童と教師の信頼関係について、絶えず自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、公表する。

7 いじめ防止指導計画

(1) いじめ防止年間指導計画 … 【別表1】

(2) いじめ対応マニュアル … 【別表2】

(3) いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する取り組み … 【別表3】

【別表1】

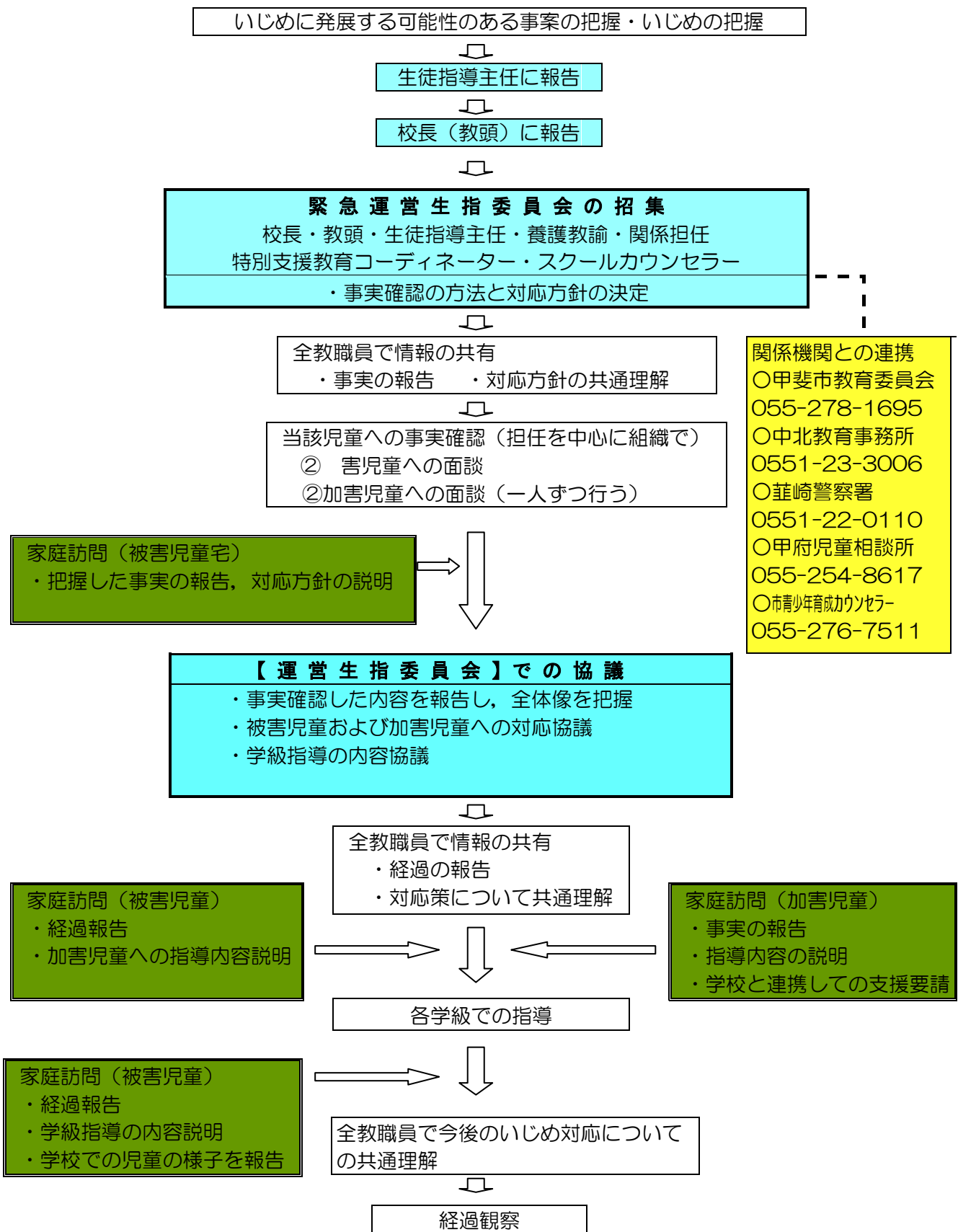
いじめ防止年間計画

竜王小学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等	運営生指委員会	運営生指委員会	運営生指委員会		教職員研修	運営生指委員会	運営生指委員会	運営生指委員会		運営生指委員会	運営生指委員会	
	PTA総会 学年総会	学年・学級懇談会で啓発活動							個別懇談で啓発活動		学年懇談会で啓発活動	
	いじめ事案発生時に、緊急運営生指委員会【サポート班】の開催											
防止対策	学級づくり・人間関係づくり・縦割り班活動・体験活動											
			協力者会議		協力者会議			道徳公開 PTA教育を語る会 講演会			協力者会議	
早期発見			学校評価児童アンケート					学校評価児童アンケート				
			QU検査	いじめアンケート				QU検査 保護者アンケート	いじめアンケート		いじめアンケート	

【別表2】

いじめ対応マニュアル（いじめを把握したとき）



* 関係児童への面談の記録を残す。（担任等の面談担当職員）

* サポート班での協議内容，事案への対応の記録を残す。（生徒指導主任）

【別表3】

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する取組

1 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談やアンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
い	じ	被害者側 <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による身回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や信条の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		加害者側 <ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察・児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
め	の	被害者側 <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による身回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や信条の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		加害者側 <ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談・カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
早	期	被害者側 <ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や信条の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		加害者側 <ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
対	応	被害者側 <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や信条の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		加害者側 <ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、被害者児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気づいた場合、傍観者にならず学校や保護者へ通告できるよう指導 ○どんな場合でも加害者や傍観者にならない強い意志を育成

2 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発 ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組（協力者会議）	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡